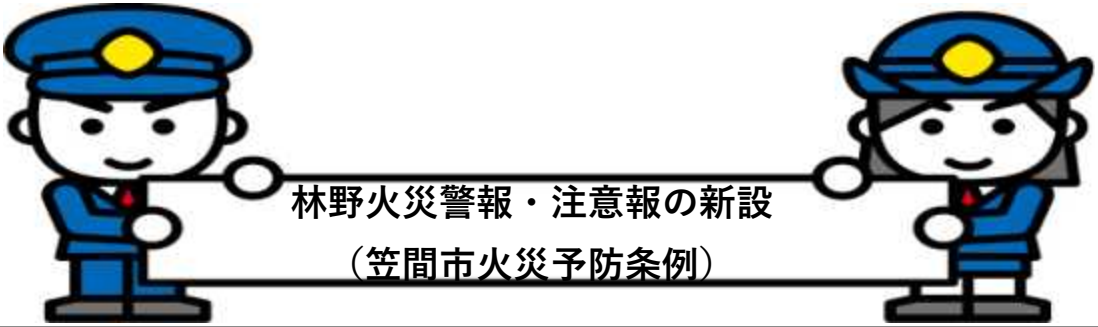


林野火災警報・注意報の新設
（笠間市火災予防条例）

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災を受け、同じ災害を出さないため新たに林野火災警報・林野火災注意報が笠間市火災予防条例に新設されました。

▶ 林野火災注意報とは？

次のいずれかに該当している場合に発令されます。

・前３日間の合計降水量が１㎜以下で前30 日間の合計降水量が30 ㎜以下

・前３日間の合計降水量が１㎜以下で乾燥注意報が発表されたとき

▶ 林野火災警報とは？

林野火災注意報の発令基準に該当・強風注意報が発表されたときに発令されます。

▶ 林野火災注意報が発令された場合

たき火、火入れ、山林での喫煙を行わないようにご協力をお願いします。

※やむを得ず行う場合は、消火準備と細心の注意を払って行ってください。

▶ 林野火災警報が発令された場合

たき火、火入れ、山林での喫煙はできません。

※消防法に基づき罰則が科される場合があります。

▶ たき火の届出制度

たき火などを行う際は、年間を通して「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」の対象となります。様式での届出となりますので笠間市消防本部のホームページでご確認ください。また、電子申請による届出が可能です。ご不明なことについては、気軽に管轄の消防署へお問い合わせください。

▶ 林野火災防止の注意事項

・乾燥・強風のときはたき火や火入れはしないこと。

・火気を使用する際は、目を離さないこと。

・消火準備を必ずすること。

・使用後は完全に消火すること。

最後に・・・

やる前に必ずホームページを確認すること！！

※笠間市消防本部のホームページで林野火災警報・注意報の発令情報を更新します。確認の上、実施の決定をお願いします。

発令対象期間：１月から５月

令和８年１月１日から施行されます。

【問い合わせ先】

笠間市消防本部予防課　0296-72-0874

笠間消防署　0296-73-0119　友部消防署　0296-78-0119　岩間消防署　0299-45-0119